



VOL.122

トクちゃん新聞

10月号

移転してまる1年!



平成29年10月6日 発行

徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

◆ 選挙と税制

担当: 徳野



衆議院選挙の投開票が10月22日となりました。連日、政党の枠組みに変化がありましたが、「自公」VS「希望・維新」VS「共産系」という構図で落ち着きそうですね。ところで、**消費税増税**について希望の党は「実感できる景気回復の実現」維新は「凍結」と表明しています。**3党合意で10%まで道筋をつけたのが2012年6月**でしたが、合意した3党のうちの1党である民主党が解党状態。今度の選挙で自公が過半数を割る、あるいはそこまでいかずとも希望が躍進することで**消費税増税議論が再燃する可能性**もあるのではないのでしょうか。

毎年12月に翌年の**税制改正の大綱**が発表されていますが、選挙の結果によっては**消費税を含め大きな改正が入る**かもしれないですね。税制改正はもちろんいろいろ情報は仕入れていきます。何かあればまたお知らせさせていただきます。

とりあえずは、みなさん、22日投票に行きましょう!

◆ 平成30年より配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法が変わります。

担当: 北岡



配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、平成30年1月以降の**給与**について源泉徴収をする際に考慮する「**扶養親族等の数**」の対象となる**配偶者の範囲**が変わります。

本人の給与収入1,120万以下(=合計所得額900万以下)で、かつ**配偶者の給与収入150万以下**(=合計所得金額85万円以下)の場合のみ「**扶養親族等の数**」の対象となる**配偶者にあたる**こととなります。

<配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法>

		本人の給与と所得だけの場合の給与収入金額			
		1,120万以下	1,120万超 1,170万以下	1,170万超 1,220万以下	1,220万超
給与と所得だけの 場合の 配偶者 の給与収入金額	103万以下	1人	0人	0人	0人
	103万超 150万以下	1人	0人	0人	0人
	150万超	0人	0人	0人	0人

(注) 赤塗り部分の配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

※国税庁HPより抜粋



◆ ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係

担当: 廣島



ビットコインはインターネット上で支払や送金ができる仕組みの一種です。紙幣や硬貨がなく**「仮想通貨」**といわれています。

ビットコインの流通は2009年ごろに始まりましたが、最近まで該当する税制がなく取扱いに明確な基準がありませんでした。先月(2017年9月)初旬に国税庁が見解を公表しました。その見解によると、ビットコインの使用により生じた利益(*)は所得税の課税対象であり、原則として**雑所得**に区分されるようです。雑所得に区分されるということは、上場株式の譲渡益のように一律の税率ではなく、給与等の所得と合算した総所得の金額により税率が変わることになります。

まだまだ不明瞭な通貨ですので、**利用される際には慎重にご検討ください。**



※ 使用により生じた利益とは、例えばビットコインを利用して物品の購入をした場合に、日本円との換算レートによって発生した利益のことをいいます。

◆ 税務スケジュール(10月)

担当: 北川



10月10日(火)

- ・9月分 源泉所得税の納付
- ・9月分 住民税の納付(特別徴収)

10月31日(火)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税(8月決算法人)
- ・法人税・消費税の予定申告・納税(2月決算法人)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(11月・2月・5月)
- ・9月分社会保険料の納付
- ・住民税(普通徴収)第3期分

- ① 10月支払給与より、厚生年金保険の保険料率が変わります。また、算定基礎届によって決定された報酬月額も10月支払給与より改定になります。(翌月徴収の場合)
- ② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
 - ・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。
 - ・控除証明書が届く時期です。紛失されないように保管願います。
 - ・ふるさと納税の確定申告をされる場合は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要になります。

◆ 弥生会計18の新機能 ~仕訳一括置換~

担当: 岡村



弥生会計18のオンラインアップデートが始まり、新機能が追加されましたので、ご紹介いたします。

「仕訳一括置換」です。

現金出納帳・総勘定元帳・仕訳日記帳等全ての入力画面において「仕訳一括置換」ができるようになりました。



- ① 置換したい仕訳を検索や絞り込み機能で仕訳を抽出させます。
- ② 「置換」ボタンをクリックして「仕訳一括置換」ウインドウを表示させます。
- ③ 「置換設定」をクリックして置換する項目と内容を入力すると、置換後の仕訳が表示され、置換された項目が赤字で表示されます。置換させない仕訳がある場合は、「登録対象」の✓を外します。
- ④ 「登録」ボタンをクリックすると設定内容通りに置換された仕訳が登録されます。置換させた仕訳に「付箋」を貼ることもできます。

また、置換できない仕訳がある場合、また置換に関するお知らせがある場合は「警告」欄にそれぞれのマークが表示されますので詳細を確認してください。

置換前	置換後				
登録対象	決算	調整	日付	タイプ	借方勘定科目
警告	付箋1	付箋2	伝票No.	生成元	借方補助科目
			04/05		借方部門
✓			28		小口現金
			04/06		交際費
✓			35		卸事業部
			04/06		小口現金
✓			36		

◆ ふるさと納税~ワンストップ特例制度とは~

担当: 信貴



もうすっかりふるさと納税は有名になりましたが、そのためだけに確定申告をするのが手間て手を出していない人もいます。そんな方にご紹介したいのがこちらです！！

- ワンストップ特例制度とは、①寄付をした年の所得について確定申告を行う必要が無く、②ふるさと納税の寄付先の自治体が5つまでの人が簡単に寄付金控除を受けられる制度のことです。

寄付した人が行うことは、「ワンストップ特例申請書」(ネット上でダウンロード可)と「マイナンバーおよび本人を確認できる書類」(各自治体のHPなどでご確認ください)以上を寄付先の自治体に送付するだけです！

申請期限はふるさと納税を行った翌年の1月10日(必着)ですので、不備の無いように書類を用意して郵送して下さいね。

- ①、②の条件に当てはまる人は是非ワンストップ特例制度を利用してみてください♪



◆ スタッフより

担当: 小笠原



料理始めました？

普段全く料理はしませんが、先日テレビを見ていたら「男子ご飯」なる番組がやっていました。見ているうちに感化され、**そうだ、料理しよう！！**と近くのスーパーへ。



スマートフォンでクックパッドを見ながら作れそうなものを探し、普段行かない野菜売り場や精肉コーナーを回りました。からあげか、いやそれともハンバーグか…。紆余曲折ありながら、(結局見ているうちに面倒くさくなり…) 下味の付いたお肉を購入。焼いて食べました。**美味しかったです。**



次はしっかり料理にチャレンジしようと思う休日でした。

◆ クイズ

担当: 小笠原



10月に入り少し肌寒くなってきましたね。もうすぐ年末ということで年末調整に関するクイズです。

Q.住民税は年末調整するでしょうか？

- ①する ②しない



正解は②しないです。住民税は前年の所得をもとに計算されています。そのため、徴収過不足が発生せず年末調整はありません。反対に、所得税は毎月のお給料から概算で徴収しているため年末に調整が必要となります。